

人事委員会年報

令和7年度

 鹿児島県人事委員会
(令和8年8月)

目 次

第1章 人事委員会の組織及び運営	1
I 人事委員会	1
1 人事委員会委員	1
2 令和7年度人事委員会開催状況	1
II 事務局	5
1 事務局の組織	5
2 事務分掌	5
3 人事委員会規則の制定・改廃	6
第2章 人事委員会の業務	7
I 任用	7
1 採用試験及び採用選考試験	7
2 選考採用	13
3 優秀かつ多様な人材の確保	13
4 試験結果の情報提供	14
5 人事委員会規則の制定・改廃	14
II 給与	15
1 給与に関する報告及び勧告	15
2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出	18
III 審査	20
1 公平審査	20
2 苦情相談	20
3 職員団体の登録等	20
4 公平委員会事務の受託等	21
5 労働基準監督	21
6 人事委員会規則の制定・改廃	21
別表1	22
別表2	23
別表3	25
別表4	27

第1章 人事委員会の組織及び運営

I 人事委員会

1 人事委員会委員

職	氏 名	勤務別	任 期	現（元） 職
委員長	富永 信一	常 勤	R 5. 4. 1～R 5. 7. 16 R 5. 7. 17～R 9. 7. 16	元）県東京事務所長
委 員	宇那木 正寛	非常勤	H29. 7. 27～R 3. 7. 26 R 3. 7. 27～R 7. 7. 26 R 7. 7. 27～R11. 7. 26	現）鹿児島大学教授
委 員	平山 勢津子	非常勤	R 元. 7. 17～R 4. 7. 29 R 4. 7. 30～R 8. 7. 29 R 8. 7. 30～R12. 7. 29	現）（株）玉里代表取締役社長

2 令和7年度人事委員会開催状況

回	開 催 日	議 題
1	R7. 4. 8	1 委員長の専決処分について 2 令和7年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）「先行実施枠」受験申込状況について 3 令和6年度鹿児島県職員採用セミナー等の実施結果について 4 令和6年度苦情相談の状況について 5 令和7年職種別民間給与実態調査について 6 受験者に親族等がいる場合の採用試験業務の取扱いについて 7 令和6年度「フリートークカフェin九州」参加者の就職志望先について
2	R7. 5. 8	1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 令和7年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）「先行実施枠」第1次試験受験状況について 3 令和6年（審）第2号事案について 4 令和7年（措）第1号事案の受理について 5 第68回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の開催について 6 職場環境に関する定期職員アンケートの実施について 7 令和7年度九州地方人事委員会協議会委員長会議の開催について
3	R7. 6. 5	1 令和7年度就職氷河期世代を対象とする鹿児島県職員採用選考試験の実施について 2 令和7年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）「先行実施枠」第1次試験合格者数について 3 令和7年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）受験申込状況について 4 令和7年度「フリートークカフェ」及び「テーマ別お仕事ガイダンス」の実施について

回	開 催 日	議 題
4	R7. 6. 12	1 令和7年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）「先行実施枠」最終合格者決定について 2 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について 3 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 4 令和7年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）受験申込状況について
5	R7. 7. 1	1 令和7年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験の実施について 2 審査請求の却下について 3 令和7年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者数について 4 令和7年職種別民間給与実態調査の実施状況等について 5 鹿児島県公務員労働組合協議会による要請活動について
6	R7. 8. 1	1 令和7年度鹿児島県職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者決定について 2 令和7年度「フリートークカフェin関西・鹿児島」の実施結果について 3 第133回全国人事委員会連合会総会の結果概要について
7	R7. 8. 25	1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の基本方針（素案）について 2 令和7年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）第1次試験受験状況について 3 お仕事ガイダンスファーストステージ（1～2年生向け）の実施結果について 4 令和7年（審）第1号事案の受理について 5 人事委員会年報（令和6年度）について
8	R7. 9. 12	1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について 2 「令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告」の基本方針（案） 3 令和7年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）第1次試験合格者数について 4 令和7年度鹿児島県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）受験申込状況について 5 令和7年度就職氷河期世代を対象とする鹿児島県職員採用選考試験受験申込状況について 6 令和7年度九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の結果概要について 7 鹿児島県地方公務員労働組合協議会等による要請活動について
9	R7. 9. 24	1 「令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告」について 2 令和7年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験受験申込状況について 3 令和7年度鹿児島県職員お仕事ガイダンスの実施について
10	R7. 10. 1	1 「令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告」について

回	開催日	議題
11	R7. 10. 23	1 令和7年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）最終合格者決定について 2 令和7年度鹿児島県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）第1次試験合格者数について 3 令和7年度就職氷河期世代を対象とする鹿児島県職員採用選考試験第1次試験合格者数について 4 令和7年度鹿児島県技術職オンライン現場説明会の実施について 5 令和7年度「お仕事ガイダンス～転勤界限のリアル～」の実施結果について 6 令和7年九州各県人事委員会報告・勧告の概要について
12	R7. 11. 17	1 令和7年度鹿児島県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）最終合格者決定について 2 令和7年度就職氷河期世代を対象とする鹿児島県職員採用選考試験最終合格者決定について 3 令和6年（審）第2号事案に係る証人の出席について 4 令和6年（審）第2号事案に係る当事者尋問について 5 令和7年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験第1次合格者数について
13	R7. 12. 2	1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について 2 審査請求の却下について
14	R7. 12. 18	1 令和7年度障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験最終合格者決定について 2 職員の任用に関する規則の一部改正について 3 令和6年（審）第2号事案に係る証人の出席について
15	R8. 1. 8	1 鹿児島県人事委員会規則の読点の表記の改めについて 2 鹿児島県人事委員会訓令の読点の表記の改めについて 3 令和7年度鹿児島県職員採用試験結果の概要について 4 令和7年度鹿児島県職員お仕事ガイダンスの実施結果について 5 令和6年（審）第2号事案に係る処分者に対する求釈明事項
16	R8. 2. 3	1 令和6年（審）第3号事案に係る裁決について 2 令和7年度鹿児島県技術職オンライン現場説明会の実施結果について 3 鹿児島県職員採用試験案内における試験内容の表記について
17	R8. 2. 13	1 職員の採用選考について 2 令和8年度鹿児島県職員採用試験の実施について
18	R8. 2. 27	1 職員に関する条例の制定等に係る意見の申出について 2 労働基準等に関する実地調査の実施結果について 3 「鹿児島県職員採用試験総合案内2026」及び職員採用ホームページのリニューアルについて
19	R8. 3. 11	1 令和8年度鹿児島県職員採用試験の実施について 2 職員の採用選考について 3 鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部改正について 4 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 5 事務局職員の任免について

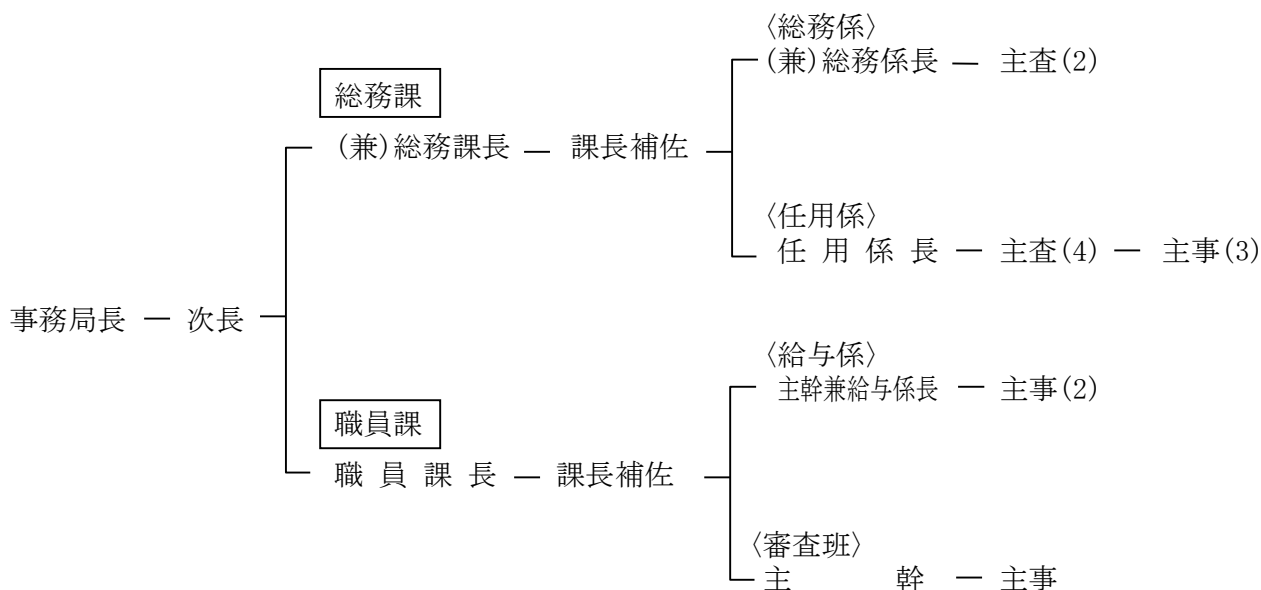
回	開催日	議題
20	R8. 3. 23	1 令和8年度鹿児島県人事委員会の開催計画について 2 委員長の専決処分について 3 令和7年度「職員採用個別相談会」の実施結果について 4 令和7年度「フリートークカフェ in 九州」の実施結果について 5 令和8年度人事委員会事務局当初予算の概要について

* 定例の委員会における「翌月の委員会開催日程協議」については省略

Ⅱ 事務局

1 事務局の組織

(令和7年4月1日現在)



2 事務分掌

総 務 課

総 務 係

- (1) 委員に関すること。
- (2) 委員会の会議及び議事に関すること。
- (3) 公印の保管、使用等に関すること。
- (4) 事務局の組織並びに事務局職員の人事、研修及び厚生福利に関すること。
- (5) 文書及び物件の收受、発送、保管及び廃棄に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 厚生福利制度の研究及びその成果の提出に関すること。
- (8) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること
(総務係の分掌事務に係るもの)。
- (9) 他の係の所管に属しない事項に関すること。
- (10) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

任 用 係

- (1) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること
(任用係の分掌事務に係るもの)。
- (2) 人事行政に関する調査に関すること。
- (3) 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (4) 人事行政の運営に関する勧告に関すること。
- (5) 任命方法の一般的基準の制定に関すること。
- (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員により離職した者の復職条件の決定に関すること。
- (7) 採用試験及び採用に係る選考に関すること。
- (8) 任用に関すること。
- (9) 条件付採用期間の延長の決定に関すること。
- (10) 人事評価 (任用係の分掌事務に係るもの) 及び研修に関する研究及びその成果の提出並びに勧告に関すること。
- (11) 職員の定年等に関すること。

職 員 課

給 与 係

- (1) 人事評価（給与係の分掌事務に係るもの）、給与、勤務時間その他の勤務条件の研究及びその成果の関係機関への提出に関すること。
- (2) 給料表に関する報告及び勧告に関すること。
- (3) 給与の支払の監理に関すること。
- (4) 人事評価（給与係の分掌事務に係るもの）に関する勧告並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。
- (5) 職務に専念する義務の特例に関すること。
- (6) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること（給与係の分掌事務に係るもの）。
- (7) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議及び意見の提出に関すること。
- (8) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

審 査 班

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に対する審査、判定及び必要な措置に関すること。
- (2) 不利益な処分についての審査請求に対する審査、裁決及び必要な措置に関すること。
- (3) 職員の苦情処理に関すること。
- (4) 職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (5) 職員の営利企業への従事等の制限に関すること。
- (6) 退職管理の適正の確保に関すること。
- (7) 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しに関すること。
- (8) 法人格法に基づく規約の認証及び認証の取消しに関すること。
- (9) 勤務条件に関する労働基準監督に関すること。
- (10) 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- (11) 委託された公平委員会の事務の処理に関すること。
- (12) 人事機関及び職員に関する条例の制定及び改廃に関する意見の申出に関すること（審査班の分掌事務に係るもの）。
- (13) その他前各号の事務を執行するに必要な事務に関すること。

3 人事委員会規則の制定・改廃

令和7年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規 則 名	概 要
第2号	R8. 2. 27 (R8. 4. 1)	鹿児島県人事委員会規則の読点の表記を改める規則	鹿児島県条例の読点の表記を改める条例制定に伴う制定

第2章 人事委員会の業務

I 任 用

1 採用試験及び採用選考試験

令和7年度に人事委員会が実施した職員採用試験及び職員採用選考試験の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 大学卒業程度（先行実施枠）試験

大学卒業程度の学力を有する者（年齢22歳から29歳まで）を対象とする試験であり、特別な公務員対策をしていない方でも受験しやすい試験として、平成29年度から実施している。

事務職1職種（行政）と技術職5職種（農業、畜産、農業土木、土木及び建築）について、第1次試験を4月13日、第2次試験を5月16日～5月21日及び5月26日～6月3日に実施し、6月13日に最終合格者を発表した。

受験者は210人、最終合格者は92人、競争率は2.3倍であった。令和6年度に比べ、受験者は29人（16.0%）増加した。

職種別の競争率を見ると、事務職では「行政」が2.6倍、技術職では全体の競争率は1.2倍であり、「建築」が1.5倍と最も高く、「土木」が1.0倍で最も低かった。なお、「農業土木」の受験者はいなかった。

(2) 大学卒業程度試験

大学卒業程度の学力を有する者（年齢22歳から29歳まで。ただし、保健師は21歳から29歳まで）を対象とする試験である。

事務職2職種（行政及び警察事務）と技術職14職種（心理、福祉、農業、畜産、農業土木、林業、水産、土木、建築、電気、化学Ⅰ、化学Ⅱ、栄養士及び保健師）について、第1次試験を6月15日、第2次試験を6月25日～6月30日及び7月7日～7月18日に実施し、8月4日に最終合格者を発表した。

受験者は331人、最終合格者は151人、競争率は2.2倍であった。令和6年度に比べ、受験者は30人（8.3%）減少した。

事務職の「行政」の受験者は188人、「警察事務」の受験者は10人であり、事務職全体の競争率は2.9倍であった。

一方、技術職の競争率は全体で1.6倍であり、「栄養士」が4.0倍と最も高く、「畜産」及び「保健師」が1.0倍で最も低かった。なお、「農業土木」の受験者はいなかった。

(3) 民間企業等職務経験者対象試験

民間企業等において、5年以上の職務経験を有する者（行政は年齢30歳から39歳まで、UIターン枠は59歳以下）を対象とする試験である。

事務職（行政）と技術職（UIターン枠）8職種（農業、畜産、農業土木、林業、水産、土木、建築及び保健師）について、第1次試験を6月9日～6月23日及び8月10日、第2次試験を10月10日～10月13日に実施し、10月24日に最終合格者を発表した。

受験者は88人、最終合格者は52人で、競争率は1.7倍であった。令和6年度に比べ、受験者は1人（1.1%）増加した。

職種別の競争率を見ると、事務職では「行政」が1.9倍、技術職では全体の競争率は1.3倍であり、「水産」が3.0倍と最も高く、「畜産」、「土木」及び「保健師」が1.0倍で最も低かった。なお、「林業」及び「建築」の受験者、「農業土木」の最終合格者はいなかった。

(4) 短大卒業程度試験

短大卒業程度の学力を有する者（年齢20歳から27歳まで）を対象とする試験である。

事務職2職種（一般事務及び教育事務）と技術職1職種（土木）について、第1次試験を9月28日、第2次試験を10月8日～10月14日及び10月20日～10月30日に実施し、11月18日に最終合格者を発表した。

受験者は76人、最終合格者は37人で、競争率は2.1倍であった。令和6年度に比べ、受験者は1人（1.3%）減少した。

職種別の競争率を見ると、事務職では「一般事務」が2.4倍、「教育事務」が1.8倍、技術職では「土木」が3.0倍であった。

(5) 高校卒業程度試験

高校卒業程度の学力を有する者（年齢18歳から21歳まで）を対象とする試験である。

事務職2職種（一般事務及び警察事務）と技術職4職種（農業土木、林業、土木及び建築）について、第1次試験を9月28日、第2次試験を10月8日～10月14日及び10月20日～10月30日に実施し、11月18日に最終合格者を発表した。

受験者は145人、最終合格者は97人、競争率は1.5倍であった。令和6年度に比べ、受験者は39人（21.2%）減少した。

職種別の競争率を見ると、事務職では「一般事務」が1.6倍、「警察事務」が1.5倍であった。技術職では全体の競争率が1.2倍で、「農業土木」が1.3倍と最も高く、「土木」が1.2倍で最も低かった。なお、「林業」及び「建築」の受験者はいなかった。

(6) 就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験

任命権者からの依頼を受けて、就職氷河期世代（年齢40歳から50歳まで）を対象とする職員採用選考試験を実施した。

一般事務について、第1次試験を9月28日、第2次試験を10月8日～10月14日及び10月25日～10月26日に実施し、11月18日に最終合格者を発表した。受験者は38人、最終合格者は9人で、競争率は4.2倍であった。令和6年度に比べ、受験者は3人（8.6%）増加した。

(7) 障害者を対象とする職員採用選考試験

任命権者からの依頼を受けて、障害者（年齢18歳から39歳まで）を対象とする職員採用選考試験を実施した。

一般事務及び警察事務について、第1次試験を11月2日、第2次試験を12月1日～12月4日に実施し、12月19日に最終合格者を発表した。受験者は37人、最終合格者は6人で、競争率は6.2倍であった。令和6年度に比べ、受験者は15人（68.2%）増加した。

令和7年度職員採用試験等実施結果

ア 競争試験結果

(単位：人)

試験名	採用予定 人員	受験 申込者数	1次試験 受験者数	受 験 率 (%)	1次試験 合格者数	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数
大学卒業程度	187	708	541	76.4	376	243	2.2	145
民間企業等職務経験者	46	144	88	61.1	77	52	1.7	44
短大卒業程度	54	107	76	71.0	55	37	2.1	35
高校卒業程度	69	162	145	89.5	125	97	1.5	56
計	356	1,121	850	75.8	633	429	2.0	280

[競争試験結果の内訳]

(単位：人)

	試験名	採用予定 人員	受験 申込者数	1次試験 受験者数	受 験 率 (%)	1次試験 合格者数	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数
	試験区分								
大学卒業程度	行政（先行実施枠）	35	229	182	79.5	120	69	2.6	41
	農業（先行実施枠）	8人程度	20	15	75.0	15	13	1.2	6
	畜産（先行実施枠）	2人程度	16	9	56.3	9	7	1.3	5
	農業土木（先行実施枠）	2人程度	1	0	-	0	0	-	0
	土木（先行実施枠）	5人程度	3	1	33.3	1	1	1.0	1
	建築（先行実施枠）	3人程度	3	3	100.0	3	2	1.5	2
	行政	35	237	188	79.3	117	67	2.8	24
	警察事務	6	18	10	55.6	7	2	5.0	2
	心理	5	17	14	82.4	9	5	2.8	4
	福祉	13	24	20	83.3	14	11	1.8	10
	農業	20	32	21	65.6	18	17	1.2	13
	畜産	4	6	2	33.3	2	2	1.0	2
	農業土木	3	1	0	-	0	0	-	0
	林業	7	18	12	66.7	12	10	1.2	10
	水産	1	8	6	75.0	5	3	2.0	2
	土木	16	19	14	73.7	10	8	1.8	3
	建築	4	10	7	70.0	4	4	1.8	2
	電気	1	5	3	60.0	3	1	3.0	1
	化学Ⅰ	2	12	8	66.7	6	4	2.0	3
	化学Ⅱ	6	10	9	90.0	7	6	1.5	5
	栄養士	1	10	8	80.0	5	2	4.0	2
	保健師	8	9	9	100.0	9	9	1.0	7
	小 計	187	708	541	76.4	376	243	2.2	145
民間企業等職務経験者	行 政	20	106	64	60.4	53	34	1.9	30
	農 業(UIターン枠)	8	11	8	72.7	8	5	1.6	3
	畜 産(UIターン枠)	2	3	3	100.0	3	3	1.0	3
	農業土木(UIターン枠)	2	1	1	100.0	1	0	-	0
	林 業(UIターン枠)	3	0	0	-	0	0	-	0
	水 産(UIターン枠)	1	4	3	75.0	3	1	3.0	1
	土 木(UIターン枠)	5	7	5	71.4	5	5	1.0	4
	建 築(UIターン枠)	2	5	0	-	0	0	-	0
	保 健 師(UIターン枠)	3	7	4	57.1	4	4	1.0	3
	小 計	46	144	88	61.1	77	52	1.7	44
短大卒業程度	一般事務	10	56	38	67.9	29	16	2.4	16
	教育事務	39	46	35	76.1	25	20	1.8	19
	土 木	5	5	3	60.0	1	1	3.0	0
	小 計	54	107	76	71.0	55	37	2.1	35
高校卒業程度	一般事務	39	106	93	87.7	79	59	1.6	36
	警察事務	10	34	31	91.2	27	21	1.5	13
	農業土木	4	5	5	100.0	4	4	1.3	3
	林 業	3	0	0	-	0	0	-	0
	土 木	10	16	16	100.0	15	13	1.2	4
	建 築	3	1	0	-	0	0	-	0
	小 計	69	162	145	89.5	125	97	1.5	56
計		356	1,121	850	75.8	633	429	2.0	280

イ 選考試験結果

(単位：人)

試験名	試験区分	採用予定 人員	受験 申込者数	1次試験 受験者数	受 験 率 (%)	1次試験 合格者数	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数
障害者対象	一般事務	4	40	30	75.0	15	4	7.5	4
	警察事務	2	8	7	87.5	5	2	3.5	2
	小 計	6	48	37	77.1	20	6	6.2	6
就職氷河期世代対象	一般事務	5	53	38	71.7	20	9	4.2	7
計		11	101	75	74.3	40	15	5.0	13

令和7年度職員採用試験等実施一覽

試験名	大学卒業程度	大学卒業程度	民間企業等職務経験者
試験区分	行政（先行実施枠） 農業（先行実施枠） 畜産（先行実施枠） 農林業土木（先行実施枠） 土木（先行実施枠） 建築（先行実施枠）	行政警察事務 心身障害児福祉施設 農林業土木 水産養殖 建築士 学歴 栄養士 保健師	行政警察 農業（UIターン枠） 畜産（UIターン枠） 農林業土木（UIターン枠） 林業（UIターン枠） 水産（UIターン枠） 土木（UIターン枠） 建築（UIターン枠） 保健師（UIターン枠）
受験資格	① 平成8年4月2日(29歳)～平成16年4月1日(22歳)に生まれた者 ② 平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した者若しくは令和8年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者	① 平成8年4月2日(29歳)～平成16年4月1日(22歳)に生まれた者。ただし、保健師は平成8年4月2日(29歳)～平成17年4月1日(21歳)に生まれた者 ② 平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した者若しくは令和8年3月31日までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者 ※ 福祉、化学Ⅱ、栄養士及び保健師は、資格又は免許を必要とする。	【年齢】 ①行政 昭和61年4月2日(39歳)～平成8年4月1日(30歳)に生まれた者 ②U I ターン枠 昭和41年4月2日(59歳)以降に生まれた者 【職務経験】 次に掲げる職務経験を5年以上有すること。 ①行政 民間企業等又は鹿児島県外に本庁等所在地を置く公的機関の職務経験 ②U I ターン枠 鹿児島県外に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関の職務経験
公告日	R7. 2.28(金)	R7. 2.28(金)	R7. 3.21(金)
受付期間	R7. 3. 5(水) ～ 3.21(金)	R7. 4.22(火) ～ 5.14(水)	R7. 5. 1(木) ～ 5.30(金)
1次試験日 〔試験地〕	R7. 4.13(日) 〔鹿児島市、東京都〕	R7. 6.15(日) 〔鹿児島市、東京都〕	・S P I 3 R7. 6. 9(月) ～ 6.23(月) 〔テストセンター方式〕 ・経験論文試験・専門試験 R7. 8.10(日) 〔鹿児島市、東京都〕
1次合格者決定日	R7. 5.14(水)	R7. 6.23(月)	R7. 9. 4(木)
1次合格者発表日	R7. 5.15(木)	R7. 6.24(火)	R7. 9. 5(金)
2次試験日 〔試験地〕	R7. 5.16(金) ～ 5.21(水) R7. 5.26(月) ～ 6. 3(火) 〔鹿児島市〕	R7. 6.25(水)～ 6.30(月) R7. 7. 7(月)～ 7.18(金) 〔鹿児島市〕	R7.10.10(金) ～10.13(月) 〔鹿児島市〕
最終合格者決定日 (委員会)	R7. 6.12(木)	R7. 8. 1(金)	R7.10.23(木)
最終合格者発表日	R7. 6.13(金)	R7. 8. 4(月)	R7.10.24(金)

試 験 名	短大卒業程度	高校卒業程度	就職氷河期世代を対象とする 職 員 採 用 選 考 試 験	障 害 者 を 対 象 と す る 職 員 採 用 選 考 試 験
試 験 区 分	一 般 事 務 教 育 事 務 土 木	一 般 事 務 警 察 事 務 農 業 土 建 林 業 土 建 木 業 土 建 木 業 土 建	一 般 事 務	一 般 事 務 警 察 事 務
受 験 資 格	平成10年4月2日 (27歳)～平成18年4 月1日(20歳)に生ま れた者	平成16年4月2日 (21歳)～平成20 年4月1日(18歳) に生まれた者	① 昭和50年4月2 日(50歳)～昭和61 年4月1日(40歳) に生まれた者 ② 令和7年4月1 日以前1年間に正 規雇用労働者とし て雇用されていない 者、かつ、令和 7年4月1日以前 の5年間に正規雇 用労働者としての 雇用期間が通算1 年以下の者	身体障害者手帳、 療育手帳又は精神障 害者保健福祉手帳の 交付を受けている者 等で、昭和61年4月 2日(39歳)～平成20 年4月1日(18歳)に 生まれた者
公 告 日	R7. 3. 21(金)		—	—
受 付 期 間	R7. 8. 1(金) ～ 8. 22(金)		R7. 8. 1(金) ～ 8. 22(金)	R7. 8. 22(金) ～ 9. 10(水)
1 次試験日 〔試験地〕	R7. 9. 28(日) 〔鹿児島市〕		R7. 9. 28(日) 〔鹿児島市〕	R7. 11. 2(日) 〔鹿児島市〕
1 次合格者 決 定 日	R7. 10. 6(月)		R7. 10. 6(月)	R7. 11. 13(木)
1 次合格者 発 表 日	R7. 10. 7(火)		R7. 10. 7(火)	R7. 11. 14(金)
2 次試験日 〔試験地〕	R7. 10. 8(水) ～10. 14(火) R7. 10. 20(月) ～10. 30(木) 〔鹿児島市〕		R7. 10. 8(水) ～10. 14(火) R7. 10. 25(土) ～10. 26(日) 〔鹿児島市〕	R7. 12. 1(月) ～12. 4(木) 〔鹿児島市〕
最終合格者 決 定 日 (委員会)	R7. 11. 17(月)		R7. 11. 17(月)	R7. 12. 18(木)
最終合格者 発 表 日	R7. 11. 18(火)		R7. 11. 18(火)	R7. 12. 19(金)

令和 7 年度職員採用試験等実施方法

試 験 名	第 1 次試験	第 2 次試験
大学卒業程度 (先行実施枠)	・ S P I 3 (基礎能力試験) ・ P R 論文試験 (行政のみ) ・ 専門試験 (記述式：行政以外)	・ 適性検査 ・ 面接試験
大学卒業程度	・ 教養試験 (択一式) ・ 専門試験 (択一式：栄養士、保健師を除く)	・ 論文試験 (記述式：行政、警察事務、栄養士、保健師) ・ 適性検査 ・ 面接試験
民間企業等 職務経験者	・ S P I 3 (基礎能力検査・性格検査) ・ 経験論文試験 (行政のみ) ・ 専門試験 (記述式：U I ターン枠のみ)	・ 面接試験
短大卒業程度	・ 教養試験 (択一式) ・ 専門試験 (択一式)	・ 論文試験 (記述式：一般事務、教育事務) ・ 適性検査 ・ 面接試験
高校卒業程度	・ 教養試験 (択一式) ・ 専門試験 (択一式：技術職のみ)	・ 作文試験 (記述式：一般事務、警察事務) ・ 適性検査 ・ 面接試験
就職氷河期世代を 対 象 と する 職員採用選考試験	・ 教養試験 (択一式)	・ 論文試験 ・ 適性検査 ・ 面接試験
障 害 者 を 対 象 と する 職員採用選考試験	・ 教養試験 (択一式) ・ 作文試験	・ 適性検査 ・ 面接試験

《令和 7 年度に新たに実施した柔軟な採用試験や多様な採用制度に係る取組》

試 験 名	内 容
大学卒業程度 (先行実施枠)	・ 試験区分「農業」「畜産」「農業土木」を新設 ・ 専門試験の試験時間を 120 分から 90 分に短縮
大学卒業程度	・ 第 2 次試験の専門試験 (記述式) を廃止 (技術職) ・ 適性検査を会場受験からオンラインによる自宅等での受験に変更
民間企業等 職務経験者	・ S P I 3 試験にテストセンター方式を導入、実施月を 8 月から 6 月に変更 ・ 専門試験の試験時間を 120 分から 90 分に短縮
短大卒業程度	・ 第 2 次試験の専門試験 (記述式) 廃止 (土木) ・ 適性検査を会場受験からオンラインによる自宅等での受験に変更
高校卒業程度	・ 作文試験廃止 (技術職のみ) ・ 適性検査を会場受験からオンラインによる自宅等での受験に変更
就職氷河期世代を 対 象 と する 職員採用選考試験	・ 適性検査を会場受験からオンラインによる自宅等での受験に変更

2 選考採用

令和7年度の選考採用の概要は、次のとおりである。

役付職は62人、一般職は148人の計210人で、うち人事委員会の選考に係るものは118人、任命権者の選考に係るものは92人（医師、看護師、警察官等）となっている。

役付職62人の内訳は、課長級が8人、課長補佐級が13人、係長級が41人である。

令和7年度 選考採用結果

（単位：人）

区 分		知事 部局	教 育 委員会	警察 本部	県 立 病院局	計
役 付 職 員	課 長 級	5	1	2		8
	課 長 補 佐 級	3	1	9		13
	係 長 級	11	8	21	1	41
	小 計	19	10	32	1	62
一 般 職 員	医 務 技 師	5			51	56
	獣 医 務 技 師	4				4
	薬 務 技 師	1				1
	診療放射線技師				2	2
	理学療法技師				1	1
	作業療法技師				3	3
	歯科衛生技師	1				1
	臨床工学技師				1	1
	言語聴覚技師				1	1
	看 護 技 師				23	23
	准 看 護 技 師				2	2
	助 産 技 師				4	4
	工 業 技 師	1				1
	林 業 技 師	3				3
	土 木 技 師	4				4
	農業土木技師	3				3
	職業指導技師	2				2
	主 事	24	1	2		27
	警 察 官			6		6
	技 術 職 員			3		3
	小 計	48	1	11	88	148
総 計		67	11	43	89	210

3 優秀かつ多様な人材の確保

求める人材像や公務の魅力について、インターネットの活用も進めながら、また学生等との対話を通じて広く具体的に発信するなど、人材確保活動に積極的に取り組み、優秀かつ多様な人材の確保に努めた。

【主な人材確保活動】

- ・職員採用試験総合案内パンフレットの作成（6,000部）
- ・鹿児島県技術職ナビゲータ制度の運用
- ・職員採用ホームページ及びSNS（Instagram等）による情報発信
- ・説明会の実施
 - 人事委員会主催 10回（参加者 728人）
 - 大学・短大等での説明会 29回（参加者 865人）
 - 就活イベント参加 25回（参加者 746人）

4 試験結果の情報提供

人事委員会で実施する職員採用試験等において、口頭で情報提供を求めた者の数は、第1次試験で9人、第2次試験で88人である。

令和7年度 情報提供結果

(単位:人)

試験区分	第1次試験			第2次試験									合 計		
	(不 合 格 者)			(不 合 格 者)			(合 格 者)			(小 計)			申出者 対象者 %		
	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%	申出者	対象者	%			
大卒程度 (先行実施枠)	0	62	0.0	3	44	6.8	10	92	10.9	13	136	9.6	13	198	6.6
大卒程度	5	103	4.9	13	62	21.0	40	151	26.5	53	213	24.9	58	316	18.4
短大卒程度	1	21	4.8	1	16	6.3	4	37	10.8	5	53	9.4	6	74	8.1
高卒程度	0	20	0.0	2	19	10.5	6	97	6.2	8	116	6.9	8	136	5.9
短大卒・高卒	1	41	2.4	3	35	8.6	10	134	7.5	13	169	7.7	14	210	6.7
大卒(先)・大卒・ 短大卒・高卒 計	6	206	2.9	19	141	13.5	60	377	15.9	79	518	15.3	85	724	11.7
民間経験者	2	11	18.2	1	21	4.8	4	52	7.7	5	73	6.8	7	84	8.3
競争試験 計	8	217	3.7	20	162	12.3	64	429	14.9	84	591	14.2	92	808	11.4
障害者 選考	1	17	5.9	2	14	14.3	0	6	0.0	2	20	10.0	3	37	8.1
氷河期世代 選考	0	18	0.0	0	10	0.0	2	9	22.2	2	19	10.5	2	37	5.4
総 計	9	252	3.6	22	186	11.8	66	444	14.9	88	630	14.0	97	882	11.0

※第2次試験における申出者には、第1次試験結果も併せて情報提供を行った。

5 人事委員会規則の制定・改廃

令和7年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規 則 名	概 要
第1号	R8. 1. 6 (R8. 1. 6)	職員の任用に関する規則の一部を 改正する規則	採用試験の告知の方法から 「県公報による公告のほか、 新聞への掲載」を削除し、 「県ホームページへの掲載」 を追加する。(規則第7条)
第3号	R8. 3. 23 (R8. 3. 23)	公益的法人等への職員の派遣等 に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の名称変更に伴う 改正
第4号	R8. 3. 27 (R8. 4. 1)	鹿児島県職員の定年等に関する規 則の一部を改正する規則	特定管理監督職群を構成する 管理監督職に「副校長」の職 を追加する。(規則第8条)

Ⅱ 給 与

1 給与に関する報告及び勧告

本委員会は、議長及び知事に対して、令和7年10月1日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告及び勧告を行っており、その概要は次のとおりである。

《給与勧告のポイント》

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 月例給の改定額は、13,159円（改定率：3.62%）
- ② ボーナス（期末・勤勉手当）は、0.05月増の4.65月

[参考] ・ 月例給の改定額が10,000円を超えるのは2年連続
・ 月例給の改定額は、平成以降で最高
・ 月例給とボーナス、両方のプラス勧告は4年連続

(1) 職員の給与と民間の給与との比較

企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所613事業所から、無作為に抽出した123事業所を対象に調査（調査完了率 87.8%）

ア 公民給与の比較方法の見直し

職員の業務の重要性・困難性が高まっていることや人材確保が喫緊の課題となっていること等を踏まえ、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直し

イ 月例給

民間事業所の従事者（事務・技術職）と職員（行政職）の4月分給与を役職段階、学歴、年齢が同じ者同士で比較

民間給与①	職員給与②	較 差 ①－②
376,719円	363,550円	13,169円 (3.62%)

(注) 職員の平均年齢は42.0歳、平均経験年数は20.4年である。

ウ 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの民間の支給割合と職員の年間支給月数を比較
民間の支給割合 4.63月分（職員の支給月数 4.60月）

(2) 本年の給与改定

ア 給料表

- ・ 行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率（100分の101.08）を乗じた給料表に改定（初任給は大卒程度で13,400円、高卒程度で13,500円の引上げ）
- ・ 行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 期末手当・勤勉手当

- ・ 年間支給月数を0.05月引上げ（4.60月→4.65月）
- ・ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

ウ 初任給調整手当

- ・ 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定（最高支給限度額416,600円→417,600円）

エ 宿日直手当

- ・ 勤務1回に係る支給額の限度を人事院勧告の内容に準じて改定

オ 教育職員の給与

- ・ 教職調整額については、給特法等一部改正法による改正後の基準に基づき改定（4%→10%）

カ 実施時期

令和7年4月1日

(ただし、イは令和7年12月1日、オについては令和8年1月1日から段階的に実施)

○ 改定額（改定率）

区 分	給 料	はね返り	計
行政職	12,805円	354円	13,159円 (3.62%)

(注) 1 改定額とは、勧告どおり実施された場合の職員（新規学卒の採用者を除く行政職）の平均引上げ額（引上げ後の平均給与月額 363,550円→376,709円）

2 はね返りとは、給料の引上げに連動して引き上げられる定率の手当分

《人事管理・公務運営の改善に係る報告のポイント》

優秀かつ多様な人材の確保

積極的な人材確保活動の展開、採用環境の変化に応じた柔軟な採用試験や多様な採用制度の検討を進めていくことが重要

公務が魅力ある職場として選ばれるための環境整備

公務組織を支える人材を安定的に確保するためにも、長時間労働の是正、ハラスメントの防止などに重点的に取り組み、公務が魅力ある職場として選ばれるようになることが重要

◆ 長時間労働の是正

- ・ 任命権者の強い取組姿勢とリーダーシップの下で、業務量の実質的な削減や適正な勤務時間管理、職員の意識改革などの取組の推進が必要

◆ ハラスメントの防止

- ・ あらゆるハラスメントを根絶する強い意志を持って、意識啓発を徹底することが必要

◆ Well-beingな職場づくり

- ・ 職員が高い意欲とやりがいを持って生き生きと働けるよう、また、職員採用試験の受験者層にもアピールできるよう、職場の環境整備に努め、公務の魅力を向上させることが必要

(3) 人事管理・公務運営の改善

ア 人材の確保及び育成

(7) 優秀かつ多様な人材の確保

- ・ 「人財育成ビジョン」（令和6年3月策定）や「人材確保アクションプログラム」（令和7年3月策定）を踏まえた、受験しやすい採用試験への見直しや公務職場の魅力等に係る情報発信などの人材確保に向けた取組を進めながら、積極的な人材確保活動の展開、採用環境の変化に応じた柔軟な採用試験や多様な採用制度について、国や他の都道府県の動向等も踏まえ、引き続き検討することが必要

(4) 人材の育成

- ・ 職員の意欲と資質の更なる向上を図る観点から、引き続き、「人財育成ビジョン」等に基づき、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対応できる人材の育成に、計画的かつ積極的に取り組むことが必要

(5) 多様な人材の活躍推進

- ・ 「特定事業主行動計画」等を踏まえ、引き続き女性の採用・登用の拡大やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいくことが必要
- ・ 障害者雇用に対する職員の理解を深めながら、引き続き障害のある職員が働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、引上げが予定されている新たな法定雇用率の達成を目指すことが必要

イ 能力及実績に基づく人事管理

- ・ 評価の公正性や納得性の確保及び人材育成の観点から、引き続き、評価者等に対する研修の充実や適切な評価結果のフィードバックなど、より実効性のある取組を推進することが必要

ウ 良好な職場環境の整備

(7) 長時間労働の是正

- a 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理
 - ・ 管理監督職員は、超過勤務に対する部下職員の納得性に繋げる意味でも、所掌業務の必要性の検討を踏まえた不断の見直しや、効率化・簡素化・ペーパーレス化などをより一層推進することが必要
 - ・ 超過勤務の限度時間は月45時間以内が原則であることを再認識した上で、任命権者自らが強い取組姿勢を持ち、そのリーダーシップの下で、超過勤務等の縮減のための取組を全庁的により一層推進することが必要
- b 学校等における働き方改革
 - (a) 学校
 - ・ 各学校や市町村教育委員会とより連携を深めながら、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進や、適正な勤務時間の管理、ストレスチェック、産業医等による面接指導の実施など実効性のある取組を、引き続き、着実に推進することが必要
 - (b) 教育行政
 - ・ 勤務実態を正確に把握し、その実態に基づき、超過勤務の縮減を着実に実施するなど、徹底した働き方改革とともに、全ての職員に対する意識改革に引き続き取り組むことが必要

(イ) 柔軟な働き方の推進等

- ・ 勤務間インターバル制度や時差出勤などの制度が積極的に活用されるよう、管理監督職員及び職員一人ひとりが制度の活用方法を含めて十分に理解することが必要

(ウ) 仕事と生活の両立支援等

- ・ 仕事と育児・介護など生活の両立支援制度を有効に利用しやすい職場環境づくり等に積極的に取り組むことが必要

(エ) 健康管理

- ・ メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努めることが必要
- ・ 管理監督職員は、安全配慮義務があることを自覚した上で、メンタルヘルス対策において果たすべき役割の重要性を理解し、周りに相談しやすい職場環境づくりに努めることが必要

(オ) ハラスメントの防止

- ・ あらゆるハラスメントを根絶する強い意志を持って、引き続き、すべての職員に対する意識啓発を徹底することが必要
- ・ ハラスメント事案が発生した場合には、その被害が継続、拡大しないよう、できる限り迅速な対応をとることが必要
- ・ カスタマー・ハラスメントに対するマニュアルの作成や研修など組織で対応するための体制整備などに引き続き取り組むことが必要

エ 公務員倫理の保持

- ・ 不祥事の原因究明を行うとともに、徹底した再発防止に取り組むことが必要

オ Well-beingな職場づくり

- ・ 重要な課題である長時間労働の是正や健康管理、ハラスメントの防止などWell-beingの土台となる職場環境の整備に努め、公務の魅力を向上させることが必要

2 職員に係る条例の制定・改廃に関する意見の申出

県議会から、職員の給与等に関する次の条例案について意見を求められたのに対し、適当と認める旨の意見を提出した。

意見提出 年 月 日	議 案 番 号	件 名	概 要
R7. 6. 12	議案第67号	鹿児島県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	・ 国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえた改正
	議案第68号	鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・ 船員作業手当の新設
	議案第69号	鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・ 部分休業の取得パターンの追加
	議案第70号	鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	・ 仕事と育児の両立支援制度の周知及び意向確認等措置の追加
	議案第76号	鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・ 船員作業手当の新設
	議案第77号	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・ 船員作業手当の新設
R7. 9. 12	議案第96号	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・ 災害応急作業等手当の限度額の引上げ
R7. 12. 2	議案第113号	鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	・ 給料表の引上げ（人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率（100分の101.08）を乗じた給料表に改定 ・ 医師等の初任給調整手当の限度額の引上げ ・ 期末手当・勤勉手当の引上げ ・ 在宅勤務等手当の新設 ・ 駐車場等の利用に対する通勤手当の新設 ・ 宿日直手当の限度額の引上げ
	議案第145号	鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・ 議案第113号に準じた改正 ・ 教職調整額が支給されない管理職の教育職員の給料月額に加算する額の改正 ・ 義務教育等教員特別手当の改正

意見提出 年 月 日	議 案 番 号	件 名	概 要
R7. 12. 2	議案第146号	鹿児島県学校職員の特 殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例制 定の件	・他学年学級担当手当の廃止 ・教員特殊業務手当の支給額の改正
	議案第147号	義務教育諸学校等の教 育職員の給与等に関する 特別措置に関する条例の 一部を改正する条例制 定の件	・教職調整額の段階的な引上げ
	議案第150号	鹿児島県地方警察職員 の給与に関する条例の一 部を改正する条例制定 の件	・議案第113号に準じた改正
R8. 2. 27	議案第34号	鹿児島県職員の勤務時 間、休暇等に関する条例 等の一部を改正する条例 制定の件	・休憩時間の新設 ・フレックスタイム制の導入
	議案第54号	鹿児島県学校職員の給 与に関する条例及び義務 教育諸学校等の教育職員 の給与等に関する特別措 置に関する条例の一部を 改正する条例制定の件	・副校長の配置に伴う規定整備 ・人事交流等職員の給料月額の設定の特 例
	議案第55号	鹿児島県学校職員の特 殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例制 定の件	・教員特殊業務手当の支給額の増額
	議案第61号	鹿児島県地方警察職員 の特殊勤務手当支給に関 する条例の一部を改正す る条例制定の件	・遠隔地水上警戒作業手当の新設

Ⅲ 審 査

1 公平審査

(1) 不利益処分についての審査請求の状況

令和7年度は、新たな審査請求が1件、前年度から繰り越したものが7件であったが、うち7件については、却下の決定及び棄却の裁決を行った。

令和7年度末現在における係属状況は、次の表のとおりである。

区 分	R6年度からの繰越件数	新規受付件数	R7年度中処理件数			R7年度末係属件数
			取下げ	却下	裁 決	
知事部局	5	0	0	5	0	0
教育委員会	1	1	0	1	1	0
警察本部	0	0	0	0	0	0
県関係計	6	1	0	6	1	0
受託等団体	1	0	0	0	0	1
合 計	7	1	0	6	1	1

(2) 勤務条件に関する措置要求の状況

令和7年度は、1件の措置要求を受理し、係属中である。

令和7年度末現在における係属状況は、次の表のとおりである。

区 分	R6年度からの繰越件数	新規受付件数	R7年度中処理件数			R7年度末係属件数
			取下げ	却下	判 定	
知事部局	0	1	0	0	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0
県関係計	0	0	0	0	0	0
受託等団体	0	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	0	0	1

2 苦情相談

令和7年度に受け付けた苦情相談の件数は、次の表のとおりである。

(1) 任命権者別

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	受託等団体	計
相談件数	15	4	0	6	25

(2) 相談内容

相談内容	任用関係	給与関係	勤務時間・ 服務関係	健康・ 安全関係	セクハラ	パワハラ	いじめ等 (パワハラ除く)	公平審査 関係	その他	計
件数	4	1	1	0	1	10	0	0	8	25

3 職員団体の登録等

令和7年度は、新規登録はなかった。令和7年度末現在の登録職員団体は、32団体（県関係4団体、受託等団体関係28団体）である。

また、17団体から23件の登録事項の変更の届出があり、変更登録を行った。

なお、登録職員団体は、別表1のとおりである。

4 公平委員会事務の受託等

令和7年度末現在、本委員会が公平委員会の事務を受託している団体数及び「奄美群島の復帰に伴う自治省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和28年12月24日政令第402号）」第6条の規定に基づき本委員会が処理している団体数は、次の表のとおりである。

なお、受託等団体は、別表2のとおりである。

（令和8年3月31日現在）

区 分	団体数	受 託 等 団 体 数			非 受 託 等 団 体 数		
		受 託	政 令 第402号	計	独自の公 平委員会	その他	計
市	19	7	1	8	11	0	11
町 村	24	13	11	24	0	0	0
市町村計	43	20	12	32	11	0	11
一部事務組合等	36	26	9	35	0	1	1
合 計	79	46	21	67	11	1	12

5 労働基準監督

(1) 事業所区分

本県の機関の事業所区分については、鹿児島労働局と協議した上で、令和7年4月1日付けで改正した。なお、本県の機関の事業所区分は、別表3のとおりである。

(2) ボイラー等の検査

令和7年度は、落成検査を実施した事業所はなかった。

なお、特定機械等の性能検査については、労働安全衛生法第41条第2項に規定する登録性能検査機関が行い、同機関から性能検査結果報告書の提出を受けている。

令和7年度末におけるボイラー等の設置事業所は、20事業所であり、その設置状況は、別表4のとおりである。

(3) 労働基準及び労働安全衛生に関する調査の実施

本委員会が労働基準監督機関として職権を行使する190事業所の労働基準関係事務について、関係事業場の実態を把握し、関係法令及び職員の勤務条件制度の適正な運用に資するため、書面による実態調査を行った。

また、職員の勤務実態や特定機械等の状況等について調査し、関係法令等の周知徹底を図り、併せて指導助言をするため、令和7年度は12か所を対象に実地調査を行った。

(4) 解雇予告除外認定

令和7年度は、解雇予告除外認定申請はなかった。

6 人事委員会規則の制定・改廃

令和7年度に行った規則の制定・改廃は、次の表のとおりである。

規則番号	公布年月日 (施行年月日)	規 則 名	概 要
第4号	R7. 5. 23 (R7. 5. 23)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織規則等の改正等に伴う改正
第5号	R7. 7. 1 (R7. 7. 1)	委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	各受託等団体における組織機構改正等に伴う改正

別表 1 職員団体の登録等の状況

(1) 県関係〔4団体〕

(令和8年3月31日現在)

整理 番号	団 体 名	登録年月日	法人格 の有無	整理 番号	団 体 名	登録年月日	法人格 の有無
1	自治労鹿児島県職員 労働組合	S41. 10. 12	有	3	鹿児島県高等学校教職 員組合	S44. 6. 24	有
2	鹿児島県教職員組合	S41. 10. 12	有	4	鹿児島県立短期大学教 職員組合	S47. 5. 2	無

(2) 受託等団体関係〔28団体〕

(令和8年3月31日現在)

整理 番号	団 体 名	登録年月日	法人格 の有無	整理 番号	団 体 名	登録年月日	法人格 の有無
1	中種子町役場職員組合	S42. 1. 30	有	15	志布志市職員労働組合	H18. 3. 28	無
2	南種子町職員労働組合	S42. 1. 30	無	16	指宿市職員労働組合	H18. 11. 16	無
3	天城町職員労働組合	S45. 10. 1	無	17	全日本自治団体労働組合 奄美市職員労働組合	H19. 10. 30	有
4	徳之島町職員組合	S47. 2. 5	有	18	全日本自治団体労働組合 屋久島町職員労働組合	H20. 4. 10	無
5	知名町職員組合	S47. 3. 7	無	19	南九州市役所職員組合	H20. 11. 25	無
6	喜界町職員労働組合	S48. 2. 16	無	20	南九州市職員労働組合	H21. 1. 27	無
7	龍郷町職員組合	S50. 10. 24	有	21	全日本自治団体労働組合 肝付町職員組合	H22. 2. 16	無
8	大崎町職員組合	S51. 3. 8	無	22	自治労南大隅町職員組合	H23. 12. 20	無
9	垂水市役所職員労働組合	S53. 12. 25	有	23	曾於市職員組合	H24. 2. 9	無
10	十島村職員組合	S59. 9. 17	無	24	長島町職員組合	H24. 7. 9	無
11	大和村職員労働組合	S63. 4. 6	無	25	東串良町役場職員組合	H24. 10. 10	無
12	湧水町職員労働組合	H17. 9. 22	無	26	さつま町職員組合	H24. 12. 27	無
13	全日本自治団体労働組合 いちき串木野市職員労働組合	H18. 2. 10	無	27	与論町職員組合	H26. 5. 12	無
14	南さつま市職員労働組合	H18. 2. 10	有	28	瀬戸内町職員労働組合	R 6. 3. 13	無

別表2 受託等団体の名称及び受託年月日

(1) 受託市町村〔20団体：7市、11町、2村〕

(令和8年3月31日現在)

番号	市町村名	受 託 年月日	番号	市町村名	受 託 年月日	番号	市町村名	受 託 年月日
市			町			村		
1	垂 水	S 40. 4. 1	1	南種子	S 28. 4. 1	1	三 島	S 28. 6. 1
2	曾 於	H 17. 7. 15	2	大 崎	S 34. 12. 25	2	十 島	S 37. 6. 15
3	いちき串木野	H 17. 10. 25	3	東串良	S 41. 1. 1			
4	南さつま	H 17. 11. 22	4	中種子	S 41. 1. 1			
5	指 宿	H 18. 1. 20	5	さつま	H 17. 4. 1			
6	志布志	H 18. 1. 20	6	湧 水	H 17. 4. 1			
7	南九州	H 19. 12. 28	7	錦 江	H 17. 4. 1			
			8	南大隅	H 17. 4. 11			
			9	肝 付	H 17. 7. 15			
			10	長 島	H 18. 4. 1			
			11	屋久島	H 19. 10. 26			
受託市町村 20市町村 (7市 11町 2村)								

【参考】

公平委員会設置市(11市)：鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、西之表市、薩摩川内市、霧島市、伊佐市、日置市、出水市、姶良市

(2) 受託一部事務組合等〔26団体〕

(令和8年3月31日現在)

番号	一部事務組合名	事務受託年月日	番号	一部事務組合名	事務受託年月日
1	鹿児島県市町村総合事務組合	S 37. 10. 15	14	曾於北部衛生処理組合	S 56. 4. 1
2	いちき串木野市・日置市衛生処理組合	S 41. 1. 1	15	北薩広域行政事務組合	S 59. 4. 1
3	南薩地区衛生管理組合	S 43. 1. 1	16	曾於地域公設地方卸売市場管理組合	S 59. 4. 1
4	指宿南九州消防組合	S 47. 7. 17	17	曾於南部厚生事務組合	S 61. 4. 1
5	阿久根地区消防組合	S 49. 8. 1	18	熊毛地区消防組合	H 5. 4. 1
6	伊佐湧水消防組合	S 50. 4. 1	19	南薩介護保険事務組合	H 11. 8. 1
7	大隅曾於地区消防組合	S 53. 4. 1	20	姶良・伊佐地区介護保険組合	H 11. 11. 1
8	指宿広域市町村圏組合	S 53. 4. 1	21	曾於地区介護保険組合	H 11. 11. 1
9	大隅肝属地区消防組合	S 53. 4. 1	22	種子島地区広域事務組合	H 11. 11. 1
10	南大隅衛生管理組合	S 54. 4. 1	23	大隅肝属広域事務組合	H 12. 11. 1
11	中南衛生管理組合	S 54. 4. 1	24	公立種子島病院組合	H 13. 11. 1
12	伊佐湧水環境管理組合	S 54. 4. 1	25	鹿児島県後期高齢者医療広域連合	H 19. 11. 1
13	伊佐北姶良火葬場管理組合	S 54. 4. 1	26	種子島産婦人科医院組合	H 21. 11. 1

(3) 政令第402号関係団体

ア 市町村 [12団体：1市、9町、2村]

(令和8年3月31日現在)

番号	市町村名	番号	町村名
1	奄美市	7	徳之島町
2	大和村	8	天城町
3	宇検村	9	伊仙町
4	瀬戸内町	10	和泊町
5	龍郷町	11	知名町
6	喜界町	12	与論町

イ 一部事務組合等 [9団体]

(令和8年3月31日現在)

番号	一部事務組合等名	設立年月日
1	大島地区衛生組合	S48. 8. 17
2	沖永良部衛生管理組合	S51. 4. 1
3	沖永良部与論地区広域事務組合	S58. 2. 3
4	徳之島地区消防組合	S59. 4. 1
5	大島地区消防組合	H元. 4. 1
6	奄美群島広域事務組合	H 3. 7. 1
7	徳之島地区介護保険組合	H11. 6. 1
8	奄美大島地区介護保険一部事務組合	H11. 6. 1
9	徳之島愛ランド広域連合	H13. 3. 8

別表3 労働基準法による事業所区分

(1) 人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所

(令和7年4月1日改正)

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
別表第1 第12号	教育、研究、調査	知事部局 総務部 観光・文化スポーツ部 環境林務部 商工労働水産部 農政部 危機管理防災局	短期大学 歴史・美術センター黎明館 環境保健センター 森林技術総合センター 工業技術センター 高等技術専門校(4) 障害者職業能力開発校 水産技術開発センター 大隅加工技術研究センター 農業開発総合センター 農業開発総合センター支場(3) 農業開発総合センター畜産試験場 フラワーセンター 肉用牛改良研究所 消防学校 環境放射線監視センター 21
		教育委員会 事務局	楠隼中学校 いろは中学校 高等学校(61) 特別支援学校(寄宿舎を除く。)(15) 総合教育センター 図書館(2) 青少年研修センター 少年自然の家(2) 博物館 埋蔵文化財センター 86
		公安委員会 警察本部	警察学校 1
官公署の事業(別表第1に掲げる事業を除く。)	同左	知事部局 総務部 保健福祉部 商工労働水産部 農政部 危機管理防災局 地域振興局 支庁	本庁 東京事務所 消費生活センター かがしま県民交流センター 女性相談支援センター 知的障害者更生相談所(2) 大阪事務所 福岡事務所 計量検定所 病害虫防除所 家畜保健衛生所(6) 家畜保健衛生所支所(3) 防災航空センター 地域振興局(保健福祉環境部、北薩地域振興局建設部甑島支所、鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課、大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在及び曾於畑地かんがい農業推進センターを除く。)(5) 北薩地域振興局建設部甑島支所 鹿児島地域振興局総務企画部自動車税課 大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在 曾於畑地かんがい農業推進センター 支庁(保健福祉環境部及び大島支庁農林水産部農政普及課特殊病害虫係を除く。)(2) 熊毛支庁屋久島事務所(保健福祉環境課を除く。) 大島支庁瀬戸内事務所 大島支庁喜界事務所 大島支庁徳之島事務所(保健衛生環境課を除く。) 大島支庁沖永良部事務所 大島消費生活相談所 38

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部局名	事業所名
官公署の事業（別表第1に掲げる事業を除く。）	同左	教育委員会事務局	本庁 教育事務所（7）総合体育センター9
		公安委員会警察本部	警察本部 警察署（27）28
		その他各種委員会	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局7
計		190事業所	

（注） 企業職員及び単純労務職員は、労働局及び労働基準監督署の所管である。

（2）労働基準監督署が労働基準監督機関としての職権を行使する事業所

労働基準法による事業所区分	事業内容	事業所	
		部 局 名	事 業 所 名
別表第 1 第 1 号	水道	工業用水道部	工業用水課 1
別表第 1 第 7 号	飼育、畜産	知事部局 支庁	大島支庁農林水産部農政普及課特殊病害虫係 1
別表第 1 第 13 号	保健衛生	知事部局 保健福祉部	精神保健福祉センター ハートピアかごしま 若駒学園 こども総合療育センター 難病相談・支援センター 児童相談所 (4) 食肉衛生検査所 (7) 動物愛護センター 保健福祉環境部 (支所を除く。) (5) 保健福祉環境部支所 (4) 保健福祉環境部 (2) 熊毛支庁屋久島事務所保健福祉環境課 大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課 30
		県立病院局	県立病院課 病院 (4) 県民健康プラザ鹿屋医療センター 6
		教育委員会 事務局	特別支援学校寄宿舎 (5) 5
計		43事業所	

別表 4 ボイラー等の設置状況

令和 8 年 3 月 31 日現在（単位：基）

事業所名	ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	ゴンドラ	計
水産技術開発センター		1(1)			1(1)
工業技術センター		3(1)			3(1)
大隅加工技術研究センター		2			2
鹿児島地域振興局（建設部）			2		2
北薩地域振興局（建設部）			1		1
大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在			4		4
鹿児島県本庁（管財課）				5	5
かごしま県民交流センター			1(1)	1(1)	2(2)
鹿児島水産高等学校	1	2			3
薩摩中央高等学校		1			1
徳之島高等学校		1			1
川内商工高等学校	1				1
鹿屋農業高等学校		1			1
伊佐農林高等学校		1			1
市来農芸高等学校		1			1
鶴翔高等学校		2			2
種子島高等学校		1			1
曾於高等学校		1			1
山川高等学校		1			1
加世田常潤高等学校		1			1
計 20 事業所	2	19(2)	8(1)	6(1)	35(4)

（注）（ ）は、休止報告のあった基数で、うち書。

人事委員会年報（令和7年度）

令和8年8月 発行

編 集

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 事 務 局
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 1 0 番 1 号
電 話 0 9 9 - 2 8 6 - 3 8 2 1